

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第 1 チーム	担当課名	文化スポーツ課
事業番号	1-7	事務事業名	体育指導委員活用事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等
<p style="text-align: right; font-size: small;">※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。</p> <p>(1) 体育指導委員活用事業、その他、地域スポーツ振興に関する予算の組み替え、事業名称の変更を行い、成果をより明確にできるよう検討する。(①)</p> <p style="margin-left: 20px;">見直し年度:平成23年度</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【平成22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 体育指導委員活用事業 ● 地区対抗大会開催事業 (各地区体育会の予選会で代表チームを選出し、各地区の対抗戦を行う。体育指導委員が運営。) ● 社会体育振興事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地区体育会に関する予算 (各地区体育会に、地域スポーツ振興に係る経費として1地区あたり12万円を補助) </div> <div style="width: 10%; text-align: center; font-size: 2em;">➔</div> <div style="width: 45%;"> <p>【平成23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域スポーツ振興事業 <ul style="list-style-type: none"> ・体育指導委員活用に関する予算 ・地区対抗大会開催に関する予算 ・地区体育会に関する予算 </div> </div> <p>(2) 体育指導委員は、スポーツ振興法で定められた非常勤の公務員であり、その活用が規定されていることから、市としても積極的に活用したい。ただし、各地区において、地域団体との連携を図りながらスポーツ活動に取り組んでおり、今後とも連携を強化していく必要があると考えている。(②)</p> <p>(3) 体育指導委員は、非常勤の公務員であるため、条例に基づき報酬は支払う義務がある。(③)</p> <p>(4) 体育指導委員の選定方法については、各地区体育会長が、信望のある方を推薦していると認識している。(④)</p> <p>(5) 体育指導委員メンバーの固定化については、2年更新制であるが、資質・意欲があれば、継続的に委嘱することになる。(⑤)</p> <p>(6) 体育指導委員については、今後とも、資質の向上が図られるよう、自主研修の拡充や各種研修への参加を促していく。(⑥・⑦)</p>